

事務事業名 介護予防福祉用具購入費

出力日：令和04年03月15日

キーコード：1076

施策：	10	高齢者福祉の充実 ～地域包括ケアシステムの推進～	財務コード	16020203-01-00
基本事業：	07	介護保険の適切なサービス利用	担当部	健康福祉部
基本事業の成果指標	介護保険料の収納率 介護サービスに関する苦情受付件数		担当課	高齢者支援課
			担当係	指定指導担当



事務事業が貢献すべき成果

計画年度	～		新規・継続	継続	会計区分			実施計画	
1. 対象（誰、何に対して事業を行うのか）			2. 手段（事務事業の内容、やり方、手順）						
要支援認定被保険者			要支援の介護認定を受けた者が購入した福祉用具費の一部を支給する。福祉用具購入費の9割（一定以上所得者は8割又は7割）を支給する。なお、支給限度基準額は10万円である。						
3. 意図（この事業によって対象をどのような状態にしたいのか）									
福祉用具を利用することによって重度化しない状態にする。									
4. 成果（簡易評価は未記入）									
成果指標名称		単位	01年度実績	02年度実績	03年度当初	04年度要求	05年度計画	06年度計画	目標
利用者の割合		%	10.2	10.3	10.2	10.3			10
5. コスト									
事業費		計	千円	4,010	4,182	3,553	4,183		
		国	千円	1,003	1,046	701	827		
		県	千円	501	523	517	606		
		地方債	千円			0	0		
		その他一般	千円	1,083	1,129	959	1,129		
正職員人工数		人工	0.2	0.2	0.2	0.2			
正職員人件費		千円	1,613	1,606	1,584				
トータルコスト(事業費+正職員人件費)		千円	5,623	5,788	5,137	4,183			
6. 成果状況及びコメント（簡易評価は未記入）									
あがっている どちらかといえばあがっている あがっていない（停滞・低下）		福祉用具購入費を支給することにより自立した在宅生活の支援ができています。高齢者個々の心身の状況によって購入するものであり、毎年度増減があります。 高齢者（要介護認定者）の増加に伴い今後も利用者は増えていく状況である。							
7. 評価及びコメント（簡易評価は未記入）									
対象動向	維持	類似事業	なし						
手段効率化余地	なし	コスト削減余地	なし						
公的関与	妥当性がある	受益者負担	余地なし						
上位貢献度	基礎的事務事業	業務推進課題	なし						
成果向上余地	中程度								
8. 改善改革案（簡易評価は必要な場合のみ記入）					改善方向性	維持	見直し	廃止	事業終了
改革案/期待する成果/必要性/推進スケジュール/必要な費用（維持/事業終了の場合は記入する必要なし）									
事業開始背景及び現在の環境変化（市民・議会等の要望）									
平成18年度介護保険法の改正により新たに設けられた。高齢化社会に向けて制度を安定的に運営し、介護が必要になっても自立した生活が送れるよう支援するものである。要支援者が自宅において、自立した生活を送るために、福祉用具の需要は今後増えていくと思われる。					備考・特記事項 or 進行管理欄				